



# 短期財政健全化の取り組み

## ジェネリック医薬品を活用しましょう!

### Q ジェネリック医薬品ってどんなお薬?

- A 新薬（先発医薬品）と同一の有効成分を含み、同一の効果を持つものをジェネリック医薬品（後発医薬品）といいます。新薬の特許期間が終了した後に販売され、開発コストがかからないことから、価格が安く抑えられています。  
また、お薬の大きさや味、保存性などを工夫、改良されている場合もあります。

### Q どんな病気のお薬にジェネリック医薬品があるの?

- A 高血圧や糖尿病といった生活習慣病のお薬をはじめ、花粉症のようなアレルギー疾患のお薬、抗生物質、抗がん剤まで、さまざまな病気や症状に対応しています。また、カプセル、錠剤、点眼剤など形態も豊富です。

### Q 安全性は大丈夫?

- A ジェネリック医薬品は、新薬によって安全性を確認された成分を利用しています。厚生労働省の厳しい品質検査をクリアしており、効き目や安全性は新薬と同等と認められているため安心して使用できます。

### Q ジェネリックに変更することでどんなメリットがあるの?

- A ジェネリック医薬品のお薬代は先発医薬品の約2割～7割、平均して半額です。  
このことから、医療費の節約につながります!

### Q ジェネリック医薬品をもらうにはどうすればいいの?

- A 病院や診療所を受診した際、ジェネリック医薬品を希望することをお伝えください。  
お医者さんや薬剤師さんと相談しながら上手にジェネリック医薬品を活用しましょう!

※お薬の種類や症状によっては、切り替えできない場合があります。



# 「医療費のお知らせ」をお配りします！

令和3年11月に医療費のお知らせをお配りします。  
今一度、ご自身の受診方法等を見直し医療費を節約しましょう！

共済組合では、組合員と被扶養者の皆さんに健康に対する意識を高めていただき、医療費（薬剤含む）の自己負担の軽減や共済組合の短期給付財政の実情に対する認識と理解を深めていただくことを目的とし、「医療費のお知らせ」を共済事務担当課を經由して組合員の皆さんに配付しています。

受診月や医療機関名が記載された医療費明細情報は、「MY HEALTH WEB」（12ページ参照・事前登録要）で閲覧できます。

**なお、「医療費のお知らせ」は、確定申告には使用できません。また、再発行はできませんので大切に保管されますようお願いいたします。**

## <医療費のお知らせ見本>

見本

〇〇市  
〇〇 〇〇様  
(〇〇〇-〇〇〇〇)  
(〇〇〇〇〇〇〇〇)

医療費に関するお知らせ

下記診療月に受診された総医療費等についてお知らせいたします。  
つきましては組合員世帯における医療費の状況把握等にご活用ください。

令和3年1月～6月受診分

医療費合計	自己負担額	共済負担額
〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇

令和2年1月受診～12月受診分

医療費合計	自己負担額	共済負担額
〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇

<注意事項>

- ① 上記金額は、期間中にかかった次の項目の医療費を合算したものです。  
医科（入院・外来）・調剤・歯科・柔道整復・鍼灸あん摩・医療用装具 等
- ② 公費負担医療（乳幼児医療・子ども医療・精神障害者医療費助成・難病医療費助成・新型コロナウイルスに係る検査等）を受けられた場合、実績と一致しないことがあります。また公費該当分がある場合は、自己負担額と共済負担額の合算が医療費合計になるとは限りません。
- ③ 上記診療月に受診があったとしても、受診医療機関から本組合に医療費の請求が未だ行われていない場合は合算されていません。
- ④ 本通知に「共済制度のお知らせ」パンフレットを同封しておりますので、あわせてご一読ください。（皆様一律で同様の案内を同封しています。）
- ⑤ 本通知は確定申告に使用できません。  
確定申告用の医療費通知は下記「MY HEALTH WEB」よりダウンロードいただけます。



# 柔道整復師（接骨院・整骨院）へのかかり方



柔道整復師（整骨院・接骨院）や鍼灸師による施術のうち、組合員証（健康保険）が使用できるケースは限定されています。「各種保険取扱」と表示があっても、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。柔道整復師（整骨院・接骨院）へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、施術を受けていただきますようお願いいたします。

## 組合員証（健康保険）が使えるケース （一部自己負担）

※急性又は亜急性（急性に準じるもの）のみ

- 外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
- 骨折・脱臼の施術  
（緊急の場合を除き医師の同意が必要）
- はり・きゅうは、主として神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療（医師の発行した同意書か診断書が必要）
- マッサージは、筋麻痺や関節拘縮等で、医療上マッサージを必要とする症例（医師の発行した同意書か診断書が必要）

## 組合員証（健康保険）が使えないケース （全額自己負担）

- 日常生活による単なる疲労、肩こり、腰痛、体調不良
- 疲労回復や疾病予防のためのマッサージなど
- 病気（内科的原因による疾患）によるこりや痛み
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
- スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- 工作中や通勤途上に起こった負傷（一般的に公務災害補償基金や労災保険からの給付になります）

### ✓ 負傷原因（いつ、どこで、何をして、症状など）を正確に伝えてください

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が工作中（公務災害）や通勤途上（通勤災害）の場合は、組合員証は使えません。また、交通事故などの第三者行為による負傷の場合には、共済事務担当課を通じて共済組合へ届け出が必要です。

### ✓ 療養費支給申請書への署名について

柔道整復療養費の請求については、患者さんが自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者さんに代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」が認められています。

「受領委任」をされる場合には、柔道整復師が作成する「柔道整復施術療養費支給申請書」に患者さんの署名が必要となります。申請書に署名する際には、記載内容（負傷名、負傷原因、受診日、受診日数、支払金額など）を確認してください。白紙の申請書に署名することは誤った請求につながりますので行わないでください。

申請書の署名については、手などの負傷や障害等で自署できない場合を除き、患者さん本人が自分で署名することになっています。

### ✓ 施術内容等の照会にご協力をお願いします

医療費の適正化のために、施術内容によっては、請求内容と実際に受けられた施術内容が一致しているかを確認するため、照会させていただく場合があります。負傷部位、施術内容、施術年月日などをご回答ください。

調査が必要な方（組合員（本人）や被扶養者（家族））に対し、施術を受けてから概ね2ヵ月後に共済事務担当課から該当する組合員の皆さんにお渡しいたしますので、回答にご協力をお願いいたします。



# 共済組合では

## マイナンバーカードを活用した

## 事務処理を行っています



本組合では組合員及び被扶養者から提出いただいた個人番号（以下「マイナンバー」という）を「奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」「奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程」「奈良県市町村職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに

関する規程細則」（以下まとめて「規定」という）に基づき、適切に収集・管理を行っています。

マイナンバーを含む特定個人情報の利用目的は、規定によって以下のとおり定められています。

### 個人番号利用事務の例

- ・厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
- ・地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

具体例としてマイナンバーを届け出た場合、被扶養者申告書の添付書類を一部省略できるほか、被扶養者資格確認届（いわゆる「継続調査」）の添付書類を一部省略することが可能です。

また今後予定されているマイナンバーカードの保険証利用において、マイナンバーを利用した被保険者資格の確認や限度額情報の確認が可能となる見込みです。



※ 本共済組合は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）に定める「個人番号利用事務実施者」であるため、住民基本台帳ネットワークを通じて個人番号が収集できることとなっています。

※ 番号法第14条では住民基本台帳法第30条の9から第30条の12に基づき、本人の同意がなくても個人番号を収集することが認められています。